

作 業 環 境 調 査

動 向

厚生労働省は、平成18年度より化学物質の有害性の調査を経年実施し、リスクが許容される範囲を超える作業等を対象に、特定化学物質障害予防規則（特化則）や有機溶剤中毒予防規則（有規則）への追加や健康障害防止のための指針の公表等を行なっています。

平成25年度は、胆管がんで話題となった1,2-ジクロロプロパンが新たに特化則第2類として規制されるなどの動きがありました。平成26年度以降も新たな物質の新設や管理濃度の法改正が、順次行なわれていく予定です。

結 果

年度別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1に示した。平成25年度の実施状況は、事業場延数272事業場で対前年度比は12増の103%、単位作業場所延数は1739カ所で28減の99.8%と、ほぼ例年並みの実施状況であった。

有害要因別の単位作業場所延数は表2に示すように例年と大きな変動は無く、有機溶剤が44%と約半数を占め、続いて粉じん18%、騒音16%、特化物12%、金属7%、その他の有害物となってきた。このうち、特化物と金属は増加傾向を示しており、法改正によるものと考えられた。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示した。139事業場の内訳をみると、教育機関が17事業場（12%）、食品製造業と一般機械器具製造業が14事業場（10%）、サービス・その他が13作業場（9%）と続いていた。規模別では、50人未満の小規模事業場が43件（31%）と最も多く、50~99人規模の事業場は35件（25%）で、100人未満の小・中規模事業場が大半を占めていた。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4に示した。作業環境が良好である第1管理区分は、1423単位作業場所、82%であった。一方、作業環境に何らかの問題がある作業場では、第3管理区分が約7%、第2管理区分が約11%であった。このうち、騒音職場が第3管理区分の72%を締めていた。第2、

第3管理区分に属する作業場の中には、経年的に課題のある作業場も含まれているための作業環境改善に向けた取組みが重要な課題として残されている。

有害要因別の測定数、単位作業場所数及び作業環境管理区分の法定項目の内訳を表5-1に、自主項目の内訳を表5-2に示した。有機溶剤、特化物、金属は、法定が例年通り91~99%と大半を占めていた。これに対して、粉じんは法定が59%にとどまっておき、その要因としては溶接などの自主測定が多いことが挙げられる。また、自主項目は全測定数の15%に留まっているが、最近の法改正でがんを起こす恐れのある化学物質などの規制が厳しくなっていることなどからも、法定外物質であってもハイリスクが疑われる有害物質については測定勧奨を積極的に行なっていく必要がある。

作業環境管理区分の推移を表6に示した。第3管理区分の単位作業場所数は7%前後、第2管理区分は10%前後で推移しており、環境改善が余り進んでいないと推察された。この理由として、表3で示した通り100人未満の小・中規模事業場が半数以上を占めていることから、環境改善の技術的な面だけでなく経済的な難しさもあると考えられた。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況（第2及び第3管理区分）を表7に示した。有害物の測定結果に対する改善指導件数は、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する項目が109件（49%）で最も多かった。続いて、保護具の着用などの作業管理対策が63件（28%）であった。また、騒音は受音者対策の保護具着用の励行と衛生教育などの指導項目が146件（71%）と大半を占めていた。前述の通り、環境改善の難しい騒音作業場では、耳栓などの保護具で対応せざるを得ない状況がうかがえた。

関係の集計表は135頁に掲載